別　紙

令和９年度　給与支払報告書の提出について

～給与支払報告書の記入の際に、特にご注意いただきたい点～

次の②③④に掲げた事項の記入に不十分な点があると、従業員の方の市・県民税・森林環境税額が適正に計算できないことがありますので、ご注意ください。

②他の支払者の給与等を合算して年末調整をした場合

≪記入方法≫

記入例⑥「摘要」欄に、合算した他の支払者の給与等について、次の内容を記入してください。

（・支払者の名称　・支払者の所在地　・支払金額　・社会保険料の金額　・源泉徴収税額）

※他の支払者が複数ある場合は、すべての支払者の情報を記入してください。
※ｅＬＴＡＸで提出する場合は、「他の支払者」に関する項目を入力してください。
※摘要欄に記載がない場合は、他社分（前職分）の合算が無いものとして計算します。

③控除対象扶養親族など

≪確認方法≫

控除対象扶養親族・16歳未満扶養親族の区分ごとの人数と、氏名の数が合っているかをご確認ください。

【例】

（控除対象扶養親族）
1人＋1人＋1人＋1人＝4人

控除対象扶養親族の数（配偶者を除く。）								16歳未満扶養親族の数
特定		老人			その他	特親		
人	従人	人（内）	人	従人	人	人	従人	人
1		1	1		1	1		2

（16歳未満扶養親族）
2人

４つの欄の合計と、人数が合っていますか？

人数が合っていますか？

特定親族特別控除の額	
千	円
610	000

愛媛二郎さんが居住者の特定親族で、二郎さんの所得が90万円だった場合
特定親族特別控除の額の欄には61万円
区分には20と記載します。

控除対象扶養親族			16歳未満の扶養親族		
1	（フリガナ）	エヒメ　イチロウ　区分	1	（フリガナ）	エヒメ　ハルコ　区分
	氏名	愛媛　一郎		氏名	愛媛　春子
	個人番号	2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3		個人番号	8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
2	（フリガナ）	エヒメ　ジロウ　区分　20	2	（フリガナ）	エヒメ　ナツコ　区分
	氏名	愛媛　二郎		氏名	愛媛　夏子
	個人番号	4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5		個人番号	3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4
3	（フリガナ）	エヒメ　タダシ　区分	3	（フリガナ）	区分
	氏名	愛媛　正		氏名	
	個人番号	6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7		個人番号	
4	（フリガナ）	エヒメ　イヨ　区分	4	（フリガナ）	区分
	氏名	愛媛　イヨ		氏名	
	個人番号	7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8		個人番号	

5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号

5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号

④住宅借入金等特別控除の適用がある場合

≪記入方法≫

●記入例④(ａ)「住宅借入金等特別控除の額」欄
年末調整において、**実際に所得税から控除した金額**を記入してください。
※借入金等の年末残高から計算される住宅借入金等特別控除可能額（控除の上限額）ではありません。

●記入例④(ｂ)「住宅借入金等特別控除の額の内訳」欄

・「居住開始年月日」欄
和暦で年・月・日を分けて記入してください。

・「住宅借入金等特別控除区分」欄
国税庁作成の「令和8年分　給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」をご覧のうえ、適用を受けている区分に対応する語句を記入してください。

・「住宅借入金等特別控除可能額」欄
借入金等の年末残高から計算した**控除可能額**を記入してください。

※令和８年分の所得税から控除しきれない住宅借入金等特別控除額がある場合のみ、ご記入ください。

税制改正により令和9年度（令和8年分）から適用される控除が見直されます。

■給与所得控除の見直し

給与所得控除について、65万円の最低保証額が74万円に引き上げられます。

【給与所得控除（改正前と改正後の比較）】

給与等の収入金額	給与所得控除額	
	改正前	改正後
～　1,900,000円以下	65万円	74万円
1,900,000円超　～　2,200,000円以下	その収入金額×30%+8万円	

※給与等の収入金額が220万円超の場合の給与所得控除額に改正はありません。

■大学生年代の子等に関する控除（特定親族特別控除）

【特定扶養控除と特定親族特別控除額（改正前と改正後の比較）】

	特定親族の合計所得金額		控除額
	改正前	改正後	
特定扶養控除	58万円以下	58万円以下	45万円
		58万円超　62万円以下	
特定親族特別控除	58万円超　95万円以下	62万円超　95万円以下	
	95万円超　100万円以下	95万円超　100万円以下	41万円
	100万円超　105万円以下	100万円超　105万円以下	31万円
	105万円超　110万円以下	105万円超　110万円以下	21万円
	110万円超　115万円以下	110万円超　115万円以下	11万円
	115万円超　120万円以下	115万円超　120万円以下	6万円
	120万円超　123万円以下	120万円超　123万円以下	3万円

※本表記載の控除額は住民税での控除額です。

■各種扶養控除等に関する所得要件額の引き上げ

各種扶養控除等に関する所得要件額が4万円引き上げられます。

【扶養親族等の区分（改正前と改正後の比較）】

扶養親族等の区分	改正前	改正後
同一生計配偶者および扶養親族の合計所得金額	58万円	62万円
ひとり親控除の対象となる子の総所得金額等	58万円	62万円
寡婦控除の対象となる扶養親族の合計所得金額	58万円	62万円
勤労学生控除の対象となる学生等の合計所得金額	85万円	89万円

※配偶者特別控除の所得要件額についても、最低金額が4万円引上げられます。